

## 小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直しについて

### (問題事案の発生)

二階建て以下の木造住宅等の小規模建築物(注1)については、建築基準法上、審査の特例(注2)が設けられているが、この特例が適用された建売住宅において、不適切な設計が行われ、約 1800 棟の住宅で構造強度不足が明らかになる事案が発生

(注1) 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物(いわゆる「4号建築物」)

(注2) 建築基準法第6条の3の規定に基づき、建築士が設計する場合は、壁量計算等に係る確認審査を省略する特例(いわゆる「4号特例」)

(建築基準法改正により、昭和58年創設、昭和59年4月施行)

### (対応策の検討)

社会資本整備審議会建築分科会において、対応策が検討され、4号特例のうち構造関係規定について適法性が確保されるよう適切に見直しを行うべきとの答申

(平成18年8月)

### (法令改正)

建築士法等の一部を改正する法律(平成18年12月公布)において、4号特例の審査省略の対象について、構造設計一級建築士の創設を念頭に、従来の建築物の区分に加え、建築士の区分に応じて定めることもできるよう建築基準法を改正

4号特例の見直しの具体的内容及び時期については、別途、建築基準法施行令を改正して決定

※ 「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成20年11月末施行予定であるが、4号特例の見直し時期は、必ずしも当該法律の施行期日と関係するものではない。

### (審査省略見直しの時期の検討)

4号特例の見直しについては、今後、大工・工務店を含めた設計者や審査担当者向けに講習会を実施することとしており、一定の周知期間において、設計者等が見直し内容について十分に習熟した後に施行する予定。